船橋市監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成29年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和元年12月3日

船橋市監査委員中村章同齋藤弘之同松寄裕次同斉藤誠

平成25年度

市長からの通知年月日 令和元年11月18日

1 /	7 720						中民等 500 超湖十月日 中旬100十十十月10日
管	度理号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和元年7月1日現在)	今後の方針 (令和元年7月1日現在)
	144	医療センター	212		医療センターは遅延損害金について早急に債権管理課と協議し、方針を決定しなければならない。なお、協議の結果、遅延損害金を徴収しない方針を選択することとなった場合は、その根拠とともに徴収しない旨の規定を明確に定める必要がある。		支払督促申立てを行う債権について遅延損害金を徴収する。